

山口県日本海海区

漁場計画

(区画漁業及び定置漁業)

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1号	阿武郡阿武町大字奈古 古字土地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町奈古漁港土防波堤突端南側角 点イ Aから235度30分261メートルの点 ロ Aから202度36分353メートルの点 ハ Aから144度10分197メートルの点 ニ Aから148度15メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ漁業を除く。)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	阿武郡阿武町 大字奈古	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第2号	阿武郡阿武町大字奈古黒山地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町奈古港浜崎防波堤灯台基部 点イ Aから193度39分304メートルの点 ロ Aから203度37分422メートルの点 ハ Aから191度19分541メートルの点 ニ Aから181度33分460メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる漁業を除く。)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	阿武郡阿武町大字奈古	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第3号	長門市幸島洲の鼻地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市三隅下野波瀬漁港室生 第一防波堤屈折部に設置した標 柱 点イ Aから 325 度 395 メートルの 点 ロ Aから 319 度 30 分 685 メー トルの点 ハ Aから 291 度 731 メートルの 点 ニ Aから 277 度 30 分 463 メー トルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	個別漁業権		

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第4号	長門市仙崎紫津浦地 先	次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、 CとDとを結んだ線及び最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市仙崎字松ヶ崎A消波堤 南側基部から海岸線沿いに南西 へ25メートルの点に設置した標 識 B 長門市通B消波堤南側基部に 設置した標柱 C 長門市仙崎字逢坂見突堤突端 東側角 D 長門市通字藻尻鼻突堤突端東 側角 点イ Bから246度62メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	長門市仙崎	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第5号	長門市通地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市通字平瀬 34 の 7 護岸東端 点イ Aから 127 度 10 分 143 メートルの点 ロ Aから 126 度 36 分 321 メートルの点 ハ Aから 144 度 42 分 329 メートルの点 ニ Aから 160 度 34 分 167 メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長門市通	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第6号	長門市通地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次結んだ線によって囲まれた区域 基点 A 長門市通平瀬 34 の 7 護岸東端 点イ A から 129 度 1 分 583 メートルの点 ロ A から 101 度 40 分 1,143 メートルの点 ハ A から 123 度 51 分 1,496 メートルの点 ニ A から 149 度 17 分 1,128 メートルの点	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から12月31日 日まで	令和5年9月1日 から令和10年8月31日 日まで	団体漁業権	長門市通及び 仙崎字紫津浦	①養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、いけすの総面積が46,652平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形、1辺の長さ：85.0メートル×65.0メートル、台数：6台 形状：円形、直径：50メートル、台数：4台 形状：円形、直径：60メートル、台数：2台 ②養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は6,000尾を超えてはならない。 ③漁業権の免許を受けた者は、漁業権の行使者を決定したときは、行使者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）を知事に報告しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第7号	長門市油谷向津具下 字青田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷向津具下字堂ノ元 3105 に設置した標識 B 長門市油谷向津具下字青田 2066 の52 に設置した標識 点イ Aから 208 度 150 メートルの 点 ロ Bから 176 度 175 メートルの 点 ハ Bから 185 度 450 メートルの 点 ニ Aから 197 度 427 メートルの 点	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	長門市油谷向 津具下（大浦地 区に限る。）	①養殖の用に供する施 設は、次に掲げる規模を 超えてはならない。ただ し、いけすの総面積が 19,869 平方メートルを 超えない範囲内で、いけ すの形状、規格又は台数 を変更することは差し 支えない。 形状：8 角形、1 辺の長 さ：17.5 メートル、台数： 12 台 形状：円形、直径：30 メ ートル、台数：3 台 ②養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の 活込尾数は 15,598 尾を 超えてはならない。 ③漁業権の免許を受け た者は、漁業権の行使者 を決定したときは、行使 者の住所及び氏名（法人 にあっては、その主たる 事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名） を知事に報告しなけれ ばならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第8号	下関市豊北町粟野川 河口	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市豊北町大字粟野字郷西 中水門東口角 点イ Aから272度30分230メー ルの点 ロ Aから53度30分135メー ルの点 ハ Aから43度160メートルの点 ニ Aから294度30分170メー ルの点 ホ Aから294度30分314メー ルの点 へ Aから287度30分326メー ルの点	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4 月30日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下関市豊北町 大字粟野	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第9号	下関市六連島北崎地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市六連島灯台基部 点イ Aから168度91メートルの点 ロ Aから179度24分157メー トルの点 ハ Aから163度42分177メー トルの点 ニ Aから146度30分122メー トルの点	第1種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6 月30日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下関市大字六 連島	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 10 号	下関市六連島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市六連島灯台基部 点イ Aから 176 度 44 分 198 メートルの点 点ロ Aから 168 度 55 分 229 メートルの点 点ハ Aから 176 度 6 分 257 メートルの点 点ニ Aから 183 度 34 分 231 メートルの点	第 1 種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市大字六連島	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 11 号	下関市六連島波止ノ 鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 下関市六連島波止ノ鼻南端に 設置した標柱 点イ A から 119 度 108 メートルの 点 ロ A から 100 度 299 メートルの 点 ハ A から 117 度 331 メートルの 点 ニ A から 148 度 179 メートルの 点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下関市大字六 連島	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 12 号	下関市武久海水浴場 及び同市金比羅町地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市武久町2丁目安瀬尻南端 に設置した標識 B 下関市金比羅町長手瀬大岩頂 上に設置した標柱 点イ Aから 178 度 500 メートルの 点 ロ Aから 209 度 30 分 570 メート ルの点 ハ Bから 300 度 510 メートルの 点 ニ Bから 300 度 210 メートルの 点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下関市伊崎町 1 丁目及び伊崎 町 2 丁目	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 13 号	下関市筋ヶ浜町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 下関市筋ヶ浜町身投岩突端に設置した標柱 B 下関市金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱 点イ Aから 285 度 620 メートルの点 ロ Aから 273 度 330 メートルの点 ハ Bから 187 度 130 メートルの点 ニ Bから 272 度 280 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市伊崎町 1 丁目及び伊崎町 2 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 14 号	下関市彦島迫町 6 丁目地先	次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市彦島迫町6丁目彦島大橋南側橋脚北端 点イ Aから 278 度 330 メートルの点 点ロ Aから 278 度 560 メートルの点 点ハ Aから 217 度 740 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市彦島海士郷町、彦島老町 1 丁目、彦島老町 2 丁目、彦島老町 3 丁目及び彦島角倉町 3 丁目	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 15 号	下関市彦島迫町 6 丁目地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市彦島迫町6丁目彦島大橋南側橋脚北端 点イ Aから 278 度 560 メートルの点 点ロ Aから 278 度 960 メートルの点 点ハ Aから 239 度 1,130 メートルの点 点ニ Aから 217 度 740 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市彦島海士郷町、彦島老町 1 丁目、彦島老町 2 丁目、彦島老町 3 丁目及び彦島角倉町 3 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 16 号	下関市彦島西山町 2 丁目長無田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、 イの各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 基点A 下関市彦島西山町 2 丁目 4250 の 229 に設置した標識 B 下関市彦島西山町 4 丁目下関漁 港南風泊分港南風泊南防波堤突 端東側角 点イ A から 317 度 46 分 350 メートルの点 ロ A から 5 度 59 分 176 メートル の点 ハ A から 0 度 35 分 988 メートル の点 ニ B から 63 度 02 分 572 メートルの点 ホ B から 51 度 30 分 444 メートルの点 へ B から 84 度 344 メートルの点 ト B から 101 度 30 分 520 メートルの点 チ A から 314 度 37 分 712 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下関市彦島西 山町 1 丁目、彦 島西山町 2 丁 目、彦島西山町 3 丁目、彦島西 山町 4 丁目及び 彦島竹ノ子島 町	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 17 号	下関市南風泊地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置</p> <p>基点A 下関市彦島西山町4丁目下関漁港南風泊分港南風泊南防波堤突端東側角</p> <p>点イ Aから 20 度 14 分 223 メートルの点</p> <p>ロ Aから 24 度 38 分 185 メートルの点</p> <p>ハ Aから 16 度 15 分 140 メートルの点</p> <p>ニ Aから 337 度 3 分 146 メートルの点</p> <p>ホ Aから 343 度 56 分 206 メートルの点</p>	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市彦島西山町1丁目、彦島西山町2丁目、彦島西山町3丁目、彦島西山町4丁目及び彦島竹ノ子島町	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 18 号	下関市彦島竹ノ子島 町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、 リ、ヌ、イの各点を順次結んだ線によっ て囲まれた区域 点の位置 基点 A 下関市竹ノ子島北端に設置し た標柱 B 下関市竹ノ子島中ノ瀬北端に 設置した標柱 点イ Aから 192 度 30 メートルの点 ロ Aから 306 度 15 分 60 メー トルの点 ハ Bから 282 度 240 メートルの 点 ニ Bから 211 度 30 分 190 メー トルの点 ホ Bから 205 度 140 メートルの 点 へ Bから 237 度 120 メートルの 点 ト Bから 12 度 30 分 30 メートル の点 チ Bから 120 度 50 メートルの点 リ Bから 82 度 90 メートルの点 ヌ Bから 357 度 160 メートルの 点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下関市彦島西 山町 1 丁目、彦 島西山町 2 丁 目、彦島西山町 3 丁目、彦島西 山町 4 丁目及び 彦島竹ノ子島 町	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 19 号	下関市彦島竹ノ子島 町稲荷堂地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、 イの各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 基点 A 下関市竹ノ子島稲荷堂の鼻に 設置した標柱 B 下関市竹ノ子島つきだしの鼻 北西端に設置した標柱 点イ Aから 48 度 42 メートルの点 ロ Aから 190 度 14 メートルの点 ハ Aから 305 度 45 分 170 メー トルの点 ニ Aから 290 度 181 メートルの 点 ホ Bから 206 度 30 分 70 メー トルの点 へ Bから 180 度 25 メートルの点 ト Bから 233 度 20 メートルの点 チ Bから 29 度 36 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下関市彦島西 山町 1 丁目、彦 島西山町 2 丁 目、彦島西山町 3 丁目、彦島西 山町 4 丁目及び 彦島竹ノ子島 町	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 20 号	長門市油谷向津具下 地先	次の A、イ、B、C、D、E、F、A の 各点を順次結んだ線によって囲まれた 区域 基点 A 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤北東端から護岸沿い に西へ 46 メートルの点に設置 した標識 基点 B 長門市油谷向津具下大浦漁港 東防波堤南側屈折部に設置し た標柱 基点 C 長門市油谷向津具下大浦漁港 東防波堤南端 基点 D 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤南端 基点 E 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤東端 基点 F 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤北東端 点イ A から 0 度 56 メートルの点	第 1 種区画漁業	うに養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長門市油谷 向津具下（大 浦地区に限 る。）	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 21 号	下関市豊浦町大字 涌田後地地先	次の A、B、C、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、D、E の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 下関市豊浦町涌田漁港 A 防波堤東側基部 B 下関市豊浦町涌田漁港 A 防波堤屈曲部に設置した標識 C 下関市豊浦町涌田漁港 A 防波堤突端中央部 D 下関市豊浦町涌田漁港沖防波堤屈曲部に設置した標識 E 下関市豊浦町涌田漁港沖防波堤西側基部 点イ C から 109 度 50 メートルの点 ロ C から 175 度 245 メートルの点 ハ C から 226 度 290 メートルの点 ニ C から 234 度 30 分 250 メートルの点 ホ C から 258 度 465 メートルの点 へ C から 288 度 30 分 430 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市豊浦町 大字涌田後地	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 22 号	下関市豊浦町大字 涌田後地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた 区域 基点 A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川河口右岸岸壁南西角 点イ Aから 349 度 16 分 433 メートルの点 ロ Aから 357 度 35 分 392 メートルの点 ハ Aから 4 度 3 分 238 メートルの点 ニ Aから 316 度 5 分 13 メートルの点 ホ Aから 299 度 42 分 143 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市豊浦町 大字涌田後地	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 23 号	下関市豊浦町 大字涌田後地 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点 A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川河口右岸岸壁南西角 点イ A から 200 度 15 分 92 メートルの点 ロ A から 218 度 26 分 736 メートルの点 ハ A から 237 度 11 分 739 メートルの点 ニ A から 275 度 54 分 269 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市豊浦町 大字涌田後地	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第1号	萩市大字江崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市大字江崎名島北端 点イ Aから304度16分275メートルの点 点ロ Aから342度27分1,144メートルの点 点ハ Aから318度55分1,449メートルの点 点ニ Aから310度40分1,256メートルの点 点ホ Aから294度39分771メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第2号	阿武郡阿武町大字惣郷地先	次のA、イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町赤島頂上 点イ Aから302度40分1,155メートルの点 点ロ Aから273度43分1,257メートルの点 点ハ Aから216度580メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第3号	阿武郡阿武町大字宇田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町宇田郷港今浦防波堤灯台基部 点イ Aから278度29分711メートルの点 ロ Aから303度14分2,014メートルの点 ハ Aから279度27分2,431メートルの点 ニ Aから271度43分1,864メートルの点 ホ Aから253度37分1,623メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第4号	萩市鶴山地先	<p>次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 萩市大井鶴山岬高代北端</p> <p>    B 萩市大井鶴山岬棚磯北端</p> <p>点イ Aから297度52分435メートルの点</p> <p>    ロ Aから321度46分641メートルの点</p> <p>    ハ Aから32度33分631メートルの点</p> <p>    ニ Aから56度32分421メートルの点</p>	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第5号	萩市大島字名切地先	次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市大島字名切亀石頂上 B 萩市大島北東端 点イ Aから90度720メートルの点 ロ Aから43度14分906メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第6号	萩市大字椿東越ヶ浜地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 萩市大字椿東越ヶ浜笠山磯笠山出東端</p> <p>B 萩市大字椿東笠山磯垣網瀬頂上から230度60メートルの点に設置した標識</p> <p>点イ Aから147度50分105メートルの点</p> <p>ロ Aから44度23分1,038メートルの点</p> <p>ハ Bから16度20分1,111メートルの点</p> <p>ニ Bから12度11分880メートルの点</p>	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第7号	萩市鯖島地先	<p>次のA、イ、ロ、ハ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに次のニ、ホ、へ、ト、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 萩市鯖島東端</p> <p>    B 萩市鯖島ビシャゴ瀬頂上</p> <p>    C 萩市鯖島平瀬頂上</p> <p>点イ Aから83度25分535メートルの点</p> <p>    ロ Aから76度18分720メートルの点</p> <p>    ハ Bから62度2分520メートルの点</p> <p>    ニ Cから149度400メートルの点</p> <p>    ホ Aから162度10分1,073メートルの点</p> <p>    へ Aから160度17分1,072メートルの点</p> <p>    ト Cから144度400メートルの点</p>	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	<p>漁場の区域のニ、ホ、へ、ト、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の垣網の敷設期間は、10月1日から翌年3月31日までとし、上面は、最大高潮時において水面下3メートル以上にしなければならない。</p>

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第8号	長門市通字南堂地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市通字南堂熊ヶ鼻東端に設置した標識 点イ Aから169度10分219メートルの点 ロ Aから87度30分1,030メートルの点 ハ Aから55度16分1,049メートルの点 ニ Aから26度20分93メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	条件
定第9号	下関市蓋井島深川地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市蓋井島深川東端に設置した標柱 点イ Aから340度300メートルの点 点ロ Aから25度424メートルの点 点ハ Aから115度424メートルの点 点ニ Aから160度300メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	